

## 廃止措置計画の認可後の法令報告対象について

令和 3 年 5 月 20 日

原子力規制部検査グループ、緊急事案対策室

- 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 3 4 条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 2 9 条の運用について（訓令）」においては、廃止措置計画認可後の考え方が以下のとおり記されている。

### その他

#### 廃止措置にある発電用原子炉の取扱い

廃止措置にある発電用原子炉については、廃止措置の進捗状況により発電用原子炉施設の状態が変化することを踏まえ、以下の規定を適用することとする。

「運転終了から全ての使用済燃料をサイト外に搬出するまで」

すでに発電用原子炉の運転を停止し、今後再び発電用原子炉を運転することがないことから、発電用原子炉の運転に関連する規定は適用されないため、第 1 号、第 3 号～第 1 2 号及び第 1 4 号を適用することとする。

なお、第 3 号～第 5 号の適用に当たっては、その時点での発電用原子炉施設の安全に係る事象のみが報告対象となる。

（参考）第 3 号における技術基準規則等の適合性に関しては、廃止措置の進捗状況に応じて安全確保が必要となる機器等のみが対象となる。

「全ての使用済燃料がサイト外に搬出されているとき」

すでに核燃料物質はサイト内に存在せず、また使用済燃料の冷却等も必要なくなることから、原則、第 6 号～第 1 2 号及び第 1 4 号を適用することとし、他の規定については実態に応じ、安全確保の観点から関係する規定を適用することとする。

- 核燃料施設等の法令報告解釈<sup>1</sup>においては、廃止措置計画認可後の考え方が明記されていないが、現状の法令解釈では以下に示す各号が報告不要となると考えられる（表 1 参照）。

<sup>1</sup> 核燃料物質の加工の事業に関する規則第 9 条の 1 6 の運用について（訓令）、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 1 6 条の 1 4 の運用について（訓令）、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 1 9 条の 1 6 の運用について（訓令）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第 2 2 条の 1 7 の運用について（訓令）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第 3 5 条の 1 6 の運用について（訓令）及び核燃料物質の使用等に関する規則第 6 条の 1 0 及び核原料物質の使用に関する規則第 5 条の運用について（訓令）

- これら現状の解釈を踏まえ、報告対象が適切かどうか、議論が必要だと考える。

#### 1. 加工の場合

廃止措置計画の認可以降、加工施設において加工を行うことはないため、法令報告事象を定める加工規則第9条の16のうち、第2号、第3号に規定のある「加工に支障を及ぼしたとき」の事象は発生しないことが想定される。

#### 2. 試験研究炉の場合

廃止措置計画の認可以降、試験研究炉の運転を行うことはないため、法令報告事象を定める試験炉規則第16条の14のうち、第2号に規定のある「試験研究用等原子炉の運転が停止したとき又は試験研究用等原子炉の運転を停止することが必要となつたとき」の事象は発生しないことが想定される。

一方で、試験炉規則第16条の14のうち、第3号、第4号は安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障等を報告対象としているため、廃止措置計画認可後であっても第3号、第4号の法令報告事象は発生すると想定される。

#### 3. 貯蔵の場合

廃止措置計画の認可以降、貯蔵施設において貯蔵を行うことはないため、法令報告事象を定める貯蔵規則第43条の13のうち、第2号、第3号に規定のある「使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき」の事象は発生しないことが想定される。

#### 4. 再処理の場合

廃止措置計画の認可以降、再処理施設において再処理を行うことはないため、法令報告事象を定める再処理規則第19条の16のうち、第2号、第3号に規定のある「再処理に支障を及ぼしたとき」の事象は発生しないことが想定される。

一方で、再処理規則第19条の8第2項に示されているように、特定再処理施設においては、再処理設備に回収可能核燃料物質が残っているため、上記解釈を適用することについて議論が必要である。

#### 5. 廃棄物管理の場合

廃止措置計画の認可以降、廃棄物管理施設において核燃料物質等は施設外に搬出されており、廃棄物管理を行うことはないため、法令報告事象を定める廃棄物管理規則第35条の16のうち、第2号、第3号に規定のある「放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき」の事象は発生しないことが想定される。

## 6. 使用の場合

廃止措置計画の認可以降、使用施設における核燃料物質の使用は行われませんが、使用施設等に含まれる貯蔵施設、廃棄施設において核燃料物質の使用等が行われることが想定されるため、法令報告事象を定める使用規則第6条の10のうち、第2号、第3号に基づく報告は発生することが想定される。

一方で、廃止措置計画が認可された使用施設におけるリスクは低いことが想定されるので、上記解釈を適用することについて議論が必要である。

第二種廃棄物埋設事業については、廃止措置計画認可時はすでに保安に必要な措置が必要な期間が経過しているため、状況が異なり、基本的に法令報告事象が発生することは想定されない。

核原料物質使用については、廃止措置計画は法令上要求がない。

### 事業の定義に関する参考条文

#### 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

（定義）

第二条（略）

9 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

10 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

（事業の許可）

第四十三条の四 使用済燃料（実用発電用原子炉（発電用原子炉であつて第二条第五項の政令で定める原子炉以外のものをいう。）その他その運転に伴い発電用原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十条第一項、第七十七条第六号の五及び第七十八条第十六号の二において同じ。）の貯蔵（試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、第四十四条第一項の指定を受けた者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

（事業の許可）

第五十一条の二（略）

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設（以下「廃棄物埋設」という。）その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）

（使用の許可）

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（略）

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(略)

- 七 核燃料物質の使用施設(以下単に「使用施設」という。)の位置、構造及び設備
- 八 核燃料物質の貯蔵施設(以下単に「貯蔵施設」という。)の位置、構造及び設備
- 九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設(以下単に「廃棄施設」という。)の位置、構造及び設備
- 十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

## 廃止措置認可及び法令報告対象に関する参考条文

### 加工規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第九条の八 法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 加工設備本体から核燃料物質(加工設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。)が取り出されていること。
- 二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 四 廃止措置の実施が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上適切なものであること。

(事故故障等の報告)

第九条の十六 法第六十二條の三の規定により、加工事業者(旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

- 二 加工施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、加工に支障を及ぼしたとき。
- 三 加工施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、加工施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、加工に支障を及ぼしたとき。

### 試験炉規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第十六条の九 法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置計画に係る試験研究用等原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。
  - 二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
  - 三 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
  - 四 廃止措置の実施が核燃料物質等又は試験研究用等原子炉による災害の防止上適切なものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉に係る廃止措置計画の認可に係る法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

(事故故障等の報告)

第十六条の十四 法第六十二條の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

- 二 試験研究用等原子炉の運転中において、試験研究用等原子炉施設の故障により、試験研究用等原子炉の運転が停止したとき又は試験研究用等原子炉の運転を停止することが必要となつたとき(試験研究用等原子炉施設の故障の原因が明らかであり、かつ、試験研究用等原子炉の運転に支障が生じるお

それがないときを除く。)

- 三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

#### 貯蔵規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第四十三条の六 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 使用済燃料貯蔵施設から使用済燃料が搬出されていること。
- 二 使用済燃料によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 三 廃止措置の実施が使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上適切なものであること。

(事故故障等の報告)

第四十三条の十三 法第六十二条の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。次条及び第四十八条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

- 二 使用済燃料貯蔵施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。
- 三 使用済燃料貯蔵施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、使用済燃料等の崩壊熱を除去する機能若しくは使用済燃料貯蔵施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。

#### 再処理規則

(廃止措置計画の認可の申請)

第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(略)

3 特定再処理施設(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。)について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

- 一 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期
- 二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期

(廃止措置計画の認可の基準)

第十九条の八 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 再処理設備本体から回収可能核燃料物質が取り出されていること。
- 二 使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 三 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 四 廃止措置の実施が使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上適切なものであること。

2 前項の規定にかかわらず、特定再処理施設(再処理設備本体から回収可能核燃料物質を取り出していないものに限る。)に係る廃止措置計画の認可に係る法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る特定再処理施設におけるせん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

(事故故障等の報告)

第十九条の十六 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者(旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれぞれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

- 二 再処理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、再処理に支障を及ぼしたとき。
- 三 再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、再処理に支障を及ぼしたとき。

## 第二種埋設規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二條の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること。
- 二 第十七条第一項に規定する措置を必要としない状況にあること。
- 三 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 四 前号に掲げるもののほか、廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

## 廃棄物管理規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第三十五條の九 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。
- 二 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 三 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

(事故故障等の報告)

第三十五條の十六 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者(旧廃棄事業者等(廃棄物管理事業者に係る者に限る。))を含む。次条及び第四十条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれぞれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

- 二 廃棄物管理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 三 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。

## 使用規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第六條の五 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 使用施設(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)から核燃料物質が取り出されていること。
- 二 使用施設(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。)における核燃料物質の使用が終了していること。
- 三 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 四 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 五 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

(事故故障等の報告)

第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

（略）

二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

表1 廃止措置計画が認可された後に報告が必要・不要と考えられる事象について（原子力施設安全に関するもののみ）

監視領域 (大分類)	項目	実用炉 (SFサ イト内)	実用炉 (SFサ イト外)	試験炉	再処理	加工	廃棄物 管理	使用	(貯蔵)
原子力施設 安全 (事故・故 障)	原子炉停止 (実用炉報告規則※第2号)	不要	原則不 要	不要	不要	不要	不要	要?	不要
	事業へ支障 (試験炉報告規則※第2号、加工報告規則※第2号、再 処理報告規則※第2号、廃棄物管理報告規則※第2号、 使用報告規則※第2号、貯蔵報告規則※第2号)								
	安重施設機能喪失 (実用炉報告規則※第3号、試験炉報告規則※第3号、 加工報告規則※第3号、再処理報告規則※第3号、廃棄 物管理報告規則※第3号、使用報告規則※第3号、貯蔵 報告規則※第3号)	性能維 持施設 は要	原則不 要	性能維 持施設 は要	不要?	不要	不要	要?	不要
	火災による故障 (実用炉報告規則※第4号、試験炉報告規則※第4号)	安全に 関係あ るもの	原則不 要	性能維 持施設 は要	—	—	—	—	—
	LCO逸脱 (実用炉報告規則※第5号)	安全に 関係あ るもの	原則不 要	—	—	—	—	—	—
	制御棒の引き抜け (実用炉報告規則※第13号)	不要	不要	—	要	要	要	要	要
	臨界 (加工報告規則※第9号、再処理報告規則※第9号、廃 棄物管理報告規則※第9号、使用報告規則※第9号、貯 蔵報告規則※第9号)								

※  
 実用炉報告規則：実用炉規則第134条  
 試験炉報告規則：試験炉規則第16条の14  
 加工報告規則：加工規則第9条の16  
 再処理報告規則：再処理規則第19条の16  
 廃棄物管理報告規則：廃棄物管理規則第35条の16  
 使用報告規則：使用規則第6条の10  
 貯蔵報告規則：貯蔵規則第43条の13

既に解釈で明記済

今回解釈で明確化したい部分